

## 法人区分による課税関係

### (法人区分による課税関係)

当Noは、公益法人から一般法人への移行に伴う課税範囲の変更に係る課税関係等、法人区分の変更に伴う課税関係について概説する。

### (ポイント)

- 特定普通法人が公益法人等に移行する場合、法人税等の法令の規定が適用される
- 公益法人等が普通法人に移行する場合、移行日前の非収益事業から生じた所得の累積額を調整
- 公益法人が認定取消し等により、普通法人になる場合、累積所得(欠損)から公益目的財産残額を調整
- 非営利型法人である移行法人が普通法人になる場合、修正公益目的財産残額を調整

### 1.特定普通法人(注1)が公益法人等に移行する場合

特定普通法人が公益法人または一般法人(非営利型)に該当することとなる場合には、次の(1)(2)とみなして、一定の法人税に関する法令の規定等(図参照)を適用する(法人税法(以下、法法)10の3)。

(1)その該当日の前日にその特定普通法人が解散したものとみなす

(2)その該当日にその公益法人等が設立されたものとみなす

(注1)一般社団・財団法人または医療法人のうち、普通法人であるもの(法法10の3かっこ書き)

### 2.公益法人等が普通法人に移行する場合(法法64の4)

公益法人または一般法人(非営利型)が普通法人に該当することとなった場合には、その該当日(以下「移行日」)前の非収益事業から生じた所得の累積額を、その移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入する。

### 3.公益認定取消しの場合(法令131の5Ⅰ、Ⅲ)

#### (1)公益法人が認定取消し等により、普通法人になる場合

累積所得(欠損)金額から公益目的財産残額(注2)を減算(加算)

#### (2)非営利型法人である移行法人(注3)が普通法人になる場合

修正公益目的財産残額(注4)を減算(加算)

(注2)公益目的取得財産残額=公益目的増減差額+公益目的保有財産

(注3)特例民法法人が一般社団・財団法人へ移行したもののうち、整備法の規定による公益目的の支出計画の実施完了の確認を受けていないもの

(注4)修正公益目的財産残額=公益目的取得財産残額+公益目的収支差額の収入超過額+時価評価資産の評価損-時価評価資産の評価益

(裏面に続く)



# 法人区分による課税関係

## 特定普通法人が公益法人等に移行する場合の法人税法等の規定

(当該日の前日の属する事業年度における規定)

規定	規定の内容
①欠損金の繰戻しによる還付(法法80IV)	該当日の前日前1年以内に終了した事業年度または該当日の前日の属する事業年度において生じた欠損金について、繰戻し還付規定の適用を受けることができる。 なお、欠損金の繰戻し還付の規定は、租税特別措置法において大法人による完全支配関係がない中小企業者等を除きその適用が停止されているが、解散の場合には適用される(措法66の13I)。
②国庫補助金等に係る特別勘定の金額の取崩し(法令81、90)	該当日の前日において、その有している特別勘定の金額の全額を取り崩し、その取り崩した日の属する事業年度の益金の額に算入する。
③貸倒引当金及び返品調整引当金(法法52XII、53IX)	該当日の前日の属する事業年度については、貸倒引当金等の損金算入が認められない。
④繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等(法令121の5I)	ヘッジ対象資産等の決済等が行われていないときにおいても、繰り延べた決算損益額は、その該当日の前日の属する事業年度の益金の額または損金の額に算入することとなる。
⑤長期割賦販売等に係る収益及び費用の額(法令125III)	該当日の前日の属する事業年度において延滞基準の方法により繰り延べられていた収益及び費用の額の全額を益金及び損金の額に算入する。
⑥一括償却資産の損金算入(法令133の2V)	該当日の前日の属する事業年度において、その事業年度終了の時における一括償却資産の金額の残額を損金の額に算入する。
⑦資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入(法令139の4X)	該当日の前日の属する事業年度において、その事業年度終了の時における繰延消費税額等の残額を損金の額に算入する。
⑧退職給与引当金勘定の取崩し(14年8月改正 政令5⑭、⑮)	該当日の前日の属する事業年度において、その有する退職給与引当金勘定の金額を全額取り崩した上で、益金の額に算入する。

## 該当日の属する事業年度及び当該事業年度後の各事業年度における規定

規定	規定の内容
①青色欠損金、災害損失金及び期限切れ欠損金の繰越し(法法57I、58I、59)	該当日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金を該当日の属する事業年度以後に繰り越すことはできない。
②欠損金の繰戻しによる還付(法法80)	該当日の属する事業年度において生じた欠損金の繰戻しによる還付を受けることはできない。
③受取配当の益金不算入制度における株式等に係る負債の利子の額(法令22)	負債の利子の額の按分計算について、該当日の属する事業年度以後の事業年度に係るもののみを合算する。
④一括評価金銭債権に係る貸倒引当金制度における貸倒引当金勘定への繰入限度額(法令96VI、VII)	貸倒実績率の計算について、該当日の属する事業年度は当該事業年度の実績により計算し、翌事業年度以後は該当日の属する事業年度以後の事業年度のみ合算する。
⑤返品調整引当金制度における返品調整引当金勘定への繰入限度額(法令101II)	棚卸資産の返品率の計算について、該当日の属する事業年度以後の事業年度のみで合算する。

(注)1 該当日とは、普通法人として全所得課税を受けていた一般社団法人・一般財団法人が公益法人等(公益社団法人・公益財団法人または非営利型法人)に該当することとなる場合のその該当することとなる日をいう

2 法人税法のほか、租税特別措置法の一定の規定についても適用あり

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

### (公益/一般法人の会計基準適用)

内閣府より、「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について(案)」が公表された。公益/一般法人の会計は、企業会計基準も拠りどころの1つとしているが、公益法人会計基準の設定後に定められ、または改正された会計基準について公益/一般法人に適用すべきかどうかが課題となっていた。今回の検討では、「金融商品に関する会計基準」、「資産除去債務に関する会計基準」などについて検討を行っている。公開案では、金融商品の状況に関する開示(一部)、資産除去債務の取扱いや、賃貸等不動産の時価等の開示等について、企業会計基準を平成28年4月1日開始事業年度から適用すべきとしている。今回の検討結果は、当期(平成28年3月期)の決算には影響を及ぼさないものの、今後の公開案の内容及び顛末、法人への影響などについて認識しておく必要がある。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。